

酒税率一覧表(令和2年 10月1日～令和5年9月30日)

1．酒税法第23条関係

酒 類 の 分 類	ア ル コ ー ル 分 等	1 k l 当 た り 税 率
○発泡性酒類（基本税率）	200, 000円	
ビ ー ル	200, 000円	
	麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上	200, 000円
発 泡 酒	麦芽比率25%以上（アルコール分10度未満）	167, 125円
	麦芽比率25%未満（アルコール分10度未満）	134, 250円
そ の 他 の 発 泡 性 酒 類	いわゆる「新ジャンル」（アルコール分10度未満で発泡性を有するもの）（※）	108, 000円
	ホップ及び一定の苦味料を原料としない酒類（アルコール分10度未満で発泡性を有するもの）	80, 000円
○醸造酒類（基本税率）	120, 000円	
清 酒		110, 000円
果 実 酒		90, 000円
そ の 他 の 醸 造 酒		120, 000円
○蒸留酒類（基本税率）	21度以上 21度未満	200, 000円に20度を超える1度ごとに10, 000円加算 200, 000円
連 続 式 蒸 留 焼 酎		
単 式 蒸 留 焼 酎	21度以上 21度未満	200, 000円に20度を超える1度ごとに10, 000円加算 200, 000円
原 料 用 ア ル コ ー ル		
ウ イ ス キ ー	37度以上 37度未満	370, 000円に37度を超える1度ごとに10, 000円加算 370, 000円
○混成酒類（基本税率）	21度以上 21度未満	200, 000円に20度を超える1度ごとに10, 000円加算 200, 000円
合 成 清 酒		100, 000円
み づ 酒		20, 000円
甘 味 果 実 酒	13度以上 13度未満	120, 000円に12度を超える1度ごとに10, 000円加算 120, 000円
粉 末 酒		390, 000円
雑 酒	みりん類似 21度以上 21度未満	20, 000円 200, 000円に20度を超える1度ごとに10, 000円加算 200, 000円

（※）いわゆる「新ジャンル」とは、糖類、ホップ、水及び一定の物品を原料として発酵させたものでエキス分が2度以上のもの又は麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒（麦芽比率50%未満のもの）に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたもので、エキス分が2度以上のもの。

（注）「一定の物品」とは、次のものをいう。
イ たんぱく質物分解物（大豆を原料とするもの）及び酵母エキスを又はこれらとカラメル
ロ たんぱく質物分解物（えんどうを原料とするもの）及びカラメル又はこれらと食物繊維
ハ たんぱく質物分解物（とうもろこしを原料とするもの）、酵母エキスを、アル
コール、食物繊維、香味料、くえん酸三カリウム及びカラメル

2．租税特別措置法第87条の2 関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの（リキュールについては12度未満のもの）については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品 目	ア ル コ ー ル 分 等	1 k l 当 た り 税 率	
		9 度 以 上 1 3 度 未 満	8 0 , 0 0 0 円 に 8 度 を 超 え る 1 度 ご と に 1 0 , 0 0 0 円 加 算
連 続 式 蒸 留 焼 酎	9 度 以 上 1 3 度 未 満		
単 式 蒸 留 焼 酎	9 度 未 満		8 0 , 0 0 0 円
原 料 用 ア ル コ ー ル			

3．租税特別措置法第 87 条及び第 87 条の 4 関係

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ 1, 300k1 以下である者（前年度の課税移出数量の合計が 10, 000k1 超の酒類の製造者を除く）が、当年度に移出する酒類の 200k1 までのものについては、1の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。

なお、前年度の課税移出数量が 1, 000k1 超～1, 300k1 以下の場合には上段の軽減割合、1, 000k1 以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

品 目	平 成 3 0 年 度	軽 減 割 合		3 年 度	4 年 度
		令 和 元 年 度	2 年 度 ～9 月 1 0 月 ～		
清 酒 連 続 式 蒸 留 焼 酎、（その他 単 式 蒸 留 焼 酎、果 実 酒、（その他 の 発 泡 性 酒 類 に 該 当 す る も の に 限 る ）（注 1）	1 0 % 2 0 %	1 0 % 2 0 %	1 0 % 2 0 %	1 0 % 2 0 %	1 0 % 2 0 %
果 実 酒（そ の 他 の 発 泡 性 酒 類 に 該 当 す る も の を 除 く ）（注 1）	1 0 % 2 0 %	1 0 % 2 0 %	1 0 % 2 0 %	2 0 % 2 8 . 9 % （ 注 3 ）	2 0 % 2 8 . 9 % （ 注 3 ）
合 成 清 酒、 発 泡 酒 （ 注 1 ）	5 % 1 0 %	5 % 1 0 %	5 % 1 0 %	5 % 1 0 %	5 % 1 0 %
ビ ー ル （ 注 2 ）	7 . 5 % 1 5 %	7 . 5 % 1 5 %	7 . 5 % 1 5 %	7 . 5 % 1 5 %	7 . 5 % 1 5 %

- （注）1 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額とする。（平成30～令和4年度）
2 当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは、下記に応じた軽減割合が適用される。
・平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは15%（平成27年度以降は15%又は7.5%）
・令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは15%又は7.5%
3 正権には90分の26